

再起促進事業費補助金（緊急支援型・再起促進型） **交付決定者向け** 中小企業・小規模企業**感染症対策**事業費補助金

1 事業の内容

神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金（以下、「再起促進補助金という。」）で交付決定を受けた県内中小企業者等の皆様が、遮蔽（しゃへい）物又は換気設備の導入を伴う感染防止対策の強化を図る場合は、現在募集している感染拡大防止事業について申請することができます。

補助対象となる経費は、基本的な感染防止対策「M・A・S・K（マスク）」の徹底を図るための経費です。

「M」 マスク

「A」 アルコール等での手指消毒と店内消毒

「S」 アクリル板等を使った遮蔽（しゃへい）

「K」 換気

※補助の対象となる事業は、令和2年4月7日（火）から令和3年1月15日（金）までに実施した事業のみです。

2 補助対象となる事業者

- ①令和2年5月22日から6月15日までの間に募集した「再促進補助金」《緊急支援型》の交付決定を受けた事業者
- ②令和2年5月22日から6月30日までの間に募集した「再促進補助金」《再起支援型》の交付決定を受けた事業者

3 補助対象事業等

補助対象となる事業は、感染防止対策「M A S K（マスク）」の徹底のために行う次の事業とします。

区分	内容	取組事例	補助率	補助上限額
感染症拡大防止事業（追加分）	「M」 マスク等の飛沫感染防止 「A」 アルコール等で手指消毒と店内消毒 「S」 アクリル板等を使った遮蔽（しゃへい）物の設置 「K」 換気扇や窓の設置、扇風機、サーキュレーター等による換気設備の導入 ※「S」、「K」の両方又はそのいずれかを行うことが必須	・マスクの購入 ・手指消毒液の購入 ・ビニールカーテンの取り付け ・換気扇の設置工事 ・サーキュレーターによる換気機器の導入 など	補助対象経費の3/4以内	100万円 工事(※1)を伴う換気設備を導入する場合は最大200万円(※2)

※1 工事とは、委託・外注により換気設備を導入するものを指します。

※2 補助金額が100万円を超えない換気設備の工事の場合、例えば、工事費用（補助対象経費）80万円の場合、補助金額は60万円（80万円×3/4）、その他換気設備工事以外の補助金額の上限は100万円で、160万円が補助上限額となります。また、換気設備工事に係る補助金額が100万円を超える場合は、上限額200万円から工事にかかる補助金額を除いた額がその他の補助金額となり、上限額は200万円となります。

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

ただし、「4 補助対象事業等」の「内容」に記載した、「S」遮蔽物(アクリル板等)の設置及び「K」換気設備の導入(換気扇・窓の設置や扇風機、サーキュレーター)の購入の両方又はいずれかの取組を行うことが補助を受ける条件となり、そのための経費は次のとおりです。

上記取組のほかに、「M」マスク等による飛沫感染防止、「A」アルコール等による手指消毒や店内消毒による感染拡大防止の取組にかかる経費が対象となります。

経費区分	対象経費
感染症拡大防止事業（追加分）	①機械装置等費、②消耗品等費、③借料、④設備処分費、⑤委託費・外注費

※「再起促進補助金」で申請し交付決定を受けた設備・物品は申請できません。

（「再起促進補助金」で申請した物品と同じでも、新たに追加購入し本補助金に申請することは可能です。）

※「再起促進補助金」で対象だったデリバリーサービスやテイクアウト等に使用する容器等の購入は対象外です。

5 申請要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症による事業環境への影響を乗り越えるために取り組む事業であること
- (2) WEB登録して発行された「感染防止対策取組書」を店舗・施設等に掲示していること
- (3) 営業許可等を受けている、又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること
(行政庁の許可等の必要な業種を行う場合)
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に該当しないこと

6 申請について

経費区分	募集期間	申請方法
感染症拡大防止事業（追加分）	令和2年8月3日(月)～ <u>12月4日(金)</u>	郵送のみ（12月4日(金) 消印有効）

7 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき申請内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

補助の対象となる事業は、令和2年4月7日(火)から補助事業の完了日（最長で令和3年1月15日(金)）までに実施した事業のみです。この期間内に、発注書・納品書等の経費支出関係書類の作成・発行を行っていることが必要です。

令和2年4月6日(月)以前や令和3年1月16日(土)以降に実施した事業は補助の対象となりません。

実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を交付します。

8 売上高などの県への報告

売上高、売上総利益、経常利益（個人事業主の場合は当期所得）を2年間、県へ報告していただきます。

申請・問合せ先

神奈川県感染症対策補助金班

〒231-0015 神奈川中小企業センター内郵便局留

電話番号 (070) 1187-0382, (070) 1187-1304, (070) 1187-0464, (070) 1187-0549, (070) 1187-0564
(070) 1187-0574, (070) 1187-0237

